

福祉文教委員会会議録

令和6年6月21日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 14：58

【 案 件 】

1. 議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
2. 議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

【 所管事務調査 】

1. 小中学校における労働安全衛生管理体制について
2. 子どもの健全育成支援事業及び児童クラブ事業の委託業務について

【 報告事項 】

1. 工事請負契約について (契約課)
2. 飯塚市教育委員会教育長の任期について (教育総務課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○介護保険課長

「議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の12ページをお願いいたします。「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により介護保険法の一部が改正され、介護予防支援の指定について地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も申請ができるようになりました。これに伴い関係規定を整備するため、本案を提出するものです。

新旧対照表についてご説明いたします。14ページを御覧ください。主な改正内容といたしましては別表（6）介護保険法関係の備考の5から7を新設し、指定居宅介護支援事業者と指定介護予防支援事業者の指定申請を同時に行う場合、一方の指定申請等の手数料を徴収しないこととする記載を追加するとともに、文言等の内容を整理するものです。

以上、簡単ではありますが、「議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今、紹介がありました全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律についてどういったものなのかお尋ねいたします。

○介護保険課長

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、順次施行されることとなりました。

改正の趣旨としましては、健康保険法とか国民健康保険法、介護保険法等の一部が改正されており、介護保険法の一部改正では、地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項とし

て、介護予防支援の実施に係る介護保険法第58条第1項の指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて、指定居宅介護事業者も行うことができるものとされました。

指定居宅介護事業者は従来、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援業務を実施していましたが、今回の法改正に伴い、市町村から介護予防支援事業者の指定を受けられるようになり、直接、介護予防支援業務を実施することができることとなりました。

○川上委員

この手数料徴収額についてなんですけれども、この間の経過をお尋ねします。

○介護保険課長

平成18年4月1日の介護保険法の改正により、新たに介護サービス事業所・施設の指定許可・更新の制度が設けられました。このことにより、指定許可の有効期限満了日の経過後も事業所施設の運営を継続する場合には、介護保険法の規定に基づく指定の更新を受ける必要があり、当該更新を受けない場合は事業所・施設の指定許可の効力を失うこととなりました。

本市におきましては指定及び更新事務が拡大・複雑化したことから、受益者負担の原則に基づき、指定申請事務に係る手数料を平成20年4月1日から徴収しております。手数料の額につきましては、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定申請手数料は1件につき2万2千円、さきに述べました事業者の指定更新手数料につきましては1件につき1万5千円で、当初の設定金額から現在も変更はありません。手数料の額につきましては、書類審査や現地確認等に係る職員の人件費や電話、通信運搬費等の経費を積算の上、設定したものでございます。

○川上委員

平成20年からと言われたと思いますが、それ以前はどういうことだったのでしょうか。

○介護保険課長

それ以前については徴収をしておりませんでした。

○川上委員

その事務はどこがしていたんですか。

○介護保険課長

最初はこの指定に関する事務というのが県のほうで実施しておりまして、それが権限移譲ということで市に降りてきたものでございます。

○川上委員

県が事務を行っていたときの手数は幾らですか。

○介護保険課長

申し訳ありません。そのところはうちのほうでまだ調べておりません。

○川上委員

では調べてください。答弁を待ちます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:08

再開 10:11

委員会を再開いたします。

○介護保険課長

福岡県に確認をしましたところ、平成21年までしか確認が取れませんが、そのときから新規が3万円、更新が2万円の手数料となっております。

○川上委員

事務移譲が平成18年度からということであれば、18年度、19年度、20年度の手数は、本市としては徴収額が幾らだったんですか。

○介護保険課長

平成18年度、19年度までは手数料は無料としておりました。

○川上委員

平成21年度から徴収するようにして、その額が先ほど言われました2万2千円と1万5千円と。徴収しない条例だったものを徴収する条例に変えた理由はどういうことだったんでしょうか。

○介護保険課長

これは先ほども答弁しましたように、指定及び更新事務が拡大・複雑化したことから徴収することにしたものです。

○川上委員

県下にはこの間ずっと手数料を徴収しないという自治体があります。どこか教えてください。

○介護保険課長

県内の保険者で手数料を徴収していない市町は、大牟田市、筑後市、大川市、行橋市、中間市、古賀市、みやま市、那珂川市、粕屋町、苅田町、みやこ町の11市町となっております。

○川上委員

この徴収料の実績を伺います。

○介護保険課長

今回の手数料条例に関係する指定居宅介護支援事業者の令和5年度の指定申請件数を申し上げます。新規が4件で8万8千円、更新が6件で9万円で、計10件で17万8千円となっております。

○川上委員

本市が指定する全ての事業所であれば、実績は令和5年度でどうでしょうか。

○介護保険課長

全体で申しますと、先ほど申し上げました件数を含みまして、令和5年度の指定申請件数は新規が11件で19万8千円、更新が14件で19万5千円、全体では25件で39万3千円となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」について賛成の立場で討論を行います。

そもそもこの手数料については、他都市において徴収しないとすることができるにもかかわらず、本市は平成21年度から徴収を始めておるという問題があります。

しかし、今回の一部改正については事業者にも有利になる面があるので、賛成いたします。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第57号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部

を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、「飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして新旧対照表により進めさせていただきます。今回の条例改正は保育士等の配置基準の見直しを行う内閣府令の公布に伴い関係規定を整備するものでございます。

議案書の17ページから19ページまでとなっております。初めに17ページをお願いいたします。小規模保育事業A型の職員の配置基準についてでございますが、第31条第2項第3号において、満3歳以上満4歳に満たない児童ではおおむね20人につき1人であったものを、おおむね15人につき1人に、同条同項第4号において、満4歳以上の児童ではおおむね30人につき1人であったものを、おおむね25人につき1人に見直すものでございます。同様に小規模保育事業B型の職員の配置基準につきましては第33条第2項第3号及び第4号で、また、保育所型事業所内保育事業の職員の配置基準につきましては第46条第2項第3号及び第4号で、小規模型事業所内保育事業の職員の配置基準につきましては第49条第2項第3号及び第4号で同様の見直しを行っております。改正内容については以上でございます。

なお、施行日は、公布の日から施行としております。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今度、3歳以上4歳未満の児童の配置基準が20人に1人から15人に1人、4歳以上の児童に関しては30人に1人だったのが25人に1人ということになるということですが、公布の日から施行ということですのでけれども、現状、公立保育園、私立保育園の利用者数と照らし合わせたときに、今回変更になることによって何か影響というのは出てくるのでしょうか。

○保育課長

今回の条例につきまして、家庭的保育事業ということで市内にはこの事業所はございません。ただ、今、質問委員が言われますとおり、認可の公立・私立の保育園と認定こども園につきまして、今回の配置基準につきましては、現在、配置基準を満たしておりますので影響はございません。

○兼本委員

今、4月の入園の子どもたちである程度のご努力をいただきまして、ほぼ皆さんが入れるような状況になったと思います。ただ、途中から入られる利用者がいらっしゃると思うんですけども、今まではオーケーでしたといったところが、急にバツになるというようなことはないのでしょうか。その辺は確認されていますでしょうか。

○保育課長

もともと基準のほうを満たしておりましたので、今、質問委員が心配されるようなことはないというふうに考えております。

○兼本委員

あとは私立のほうから、当然、今後は保育士さんのほうの数も増えてくることも予想されるんじゃないかと、今の利用者の数が増えていけばですよ。そういったときに何かしらの例えば要望とかはこれまで出たことはありますでしょうか。

○保育課長

現在のところ、要望等はいただいております。

○兼本委員

基本的に現状のままで保育園のほうも、今のところ、私立も運営していくことは大丈夫だということは確認されているということですのでよろしいですか。

○保育課長

市のほうといたしましてはそのようなふうを考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今回、満3歳以上満4歳未満の児童及び満4歳以上につき改善が行われているわけですが、これは改善としては何年ぶりになりますか。

○保育課長

制度開始から改善が初めて行われておりますので、76年ぶりというふうに聞いております。

○川上委員

制度は1948年ですから、戦後3年、アジア太平洋戦争終結から3年後なんだけど、この76年間の長きにわたって、現場からの声がないために国が措置をしなかったということでは全くないわけで、現場から改善の要望はずっと続いていたんですよ。それに国が対応しなかったために諸外国と比べても相当な遅れをとっており、その間、子どもたちが苦しんだ、保育士たちも苦しんだというふうに言っていると思うんだけど、今言った年齢層の改善によって基準がよくなるんだけど、先ほどの答弁では既にこの基準を満たす保育士の配置があるということのようでしたけど、それは、公立、私立、全ての保育所でそうかどうかということでしょうか。

○保育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、財政的な側面から言って、これによって新たな加算がつくのではないかと思うんですけど、そうですか。

○保育課長

今回の改正により4歳以上児配置改善加算というのが新たに設けられております。

○川上委員

その内容を説明してください。

○保育課長

今回の加算がつく条件といたしまして、3歳以上4歳未満のクラスにつきましては15人に1人ということで、こちらについては以前から3歳児の配置加算がついておりました。今回4歳児、5歳児に関しましては、25人につき1人という保育士の配置を実施する施設につきまして加算をつけるというふうに国のほうからの通知が来ておりますので、今回、満たしている所は加算の対象になるというふうに考えております。

○川上委員

具体的に言えば、どの程度の金額になるのでしょうか。

○保育課長

まだこの制度が始まったばかりでございますので、どの程度というようなちょっと試算のほうはできておりません。

○川上委員

しかし、従来基準を上回って既に配置していたわけでしょう。その人数が分かれば、どのぐらいの財政的支援があるか分かるのではないかと思うんですよ。従来基準を超えて配置していた人数というのは分かるんですか。

○保育課長

利用人数によって毎月変わってくる状況でございますので、昨年分という実績についての試算はできるかと思うんですけど、今年度については今のところ試算のほうはできておりません。

○川上委員

前年度分は今分かるんですか。

○保育課長

今すぐにはちょっと試算はできません。

○川上委員

76年たたなければできないような額なのかというふうに思うわけですね。

それで、議案書では1と2が省略になっていますけれども、1歳児についてはどういう扱いになっているんですか。

○保育課長

こども未来戦略の中ではございますが、その中には2025年度以降、1歳児については保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるというふうになっておりますので、近い将来にはこういう改正が行われるものと考えております。

○川上委員

それは先ほど言った2つの年齢層も重要なんだけど、1歳児への対応というのは諸外国と比べても基準が悪いのが特徴の年齢層でもあるわけだと思えますよ。その点で、今回積み残して、しかも2025年、来年度以降に実施するとも言わないわけですね。検討すると。これはどういう事情か分かりますか。

○保育課長

すみません、国のほうで決めておりますので、市のほうでは分かりかねます。

○川上委員

それでは、本市は現状においてどういう配置状況になっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:30

再開 10:42

委員会を再開いたします。

○保育課長

失礼いたしました。今、質問委員が言われた市の1歳児における影響ということのご質問だと思いますが、現在、配置基準の1歳児6人につき保育士1人につきましては基準を満たしております。ただ、2025年度以降、1歳児についての検討がなされている分の1歳児5人に対し保育士1人の基準を満たしているかどうかということに関しましては、すみません、まだ確認を取れておりません。

○川上委員

国のほうで来年度以降、1歳児につき、1人につき6人を、1人につき5人にするための検討を始めるといことなので、全国の状況がどうかと、実情がどうかということを調べなければならないと思うんですね。その検討にも資することにもなるし、その基準が変わるのを待ってというような余裕が本市の保育施設にあるのか考えてみれば、速やかに調査をし、改善を図る必要もあるのではないかと思います。

それでいずれにしても、全国の保育関係者の声としては、今の保育士の配置については2倍にする必要があるのではないかなというような提案もあつたりするんです。そういう流れの中で、保育士の確保はさらに急がれると思うんですけど、現状においてどういう手だてを取り、見通

しはどうか、お尋ねします。

○保育課長

飯塚市における保育士確保対策につきましては、保育士の就職支援事業、保育士修学資金貸付事業、生活資金貸付事業で直接の補助事業を行っております。また、保育士の負担軽減につながる事業といたしまして、私立保育所等が行う保育所等業務効率化推進事業、保育体制強化事業、保育環境改善等事業及び保育補助者雇用強化事業費補助事業ということをお市としては行っております。こちらの事業をすることにより、一人でも飯塚市内の私立保育所に就職していただけたらという思いでこの事業をしております。

○川上委員

全産業と比べて収入がかつて10万円ほど低いと言われた一つが保育士だったんです。その後、若干緩和されてきたりしているんだけど、それにしても格差としては非常に大きい。それで、責任は重いという状況があるわけです。そういった点で言えば、本市においては民間の保育所で働く保育士、公立で働く保育士がありますけれども、公立の処遇改善に関わる役割というものもあると思うんです。

ですから、全体として引き上げる努力を国に求めるというのと同時に、公立がきちんとした対応をしっかりとしていくということがそれを促すことになるのではないかなと思うんですけど、見解がありますか。

○保育課長

今、質問委員が言われますとおり、公立のほうで処遇が上がっていくということで私立のほう、国のほうがそういうことを考えていただいて、私立のほうに処遇改善という形で行っていただければというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」に、賛成の立場で討論を行います。

今回の保育士の配置基準改正は、保育士や保護者らが国に対して長年求め続けてきたものがあります。4、5歳児に関わる配置基準改正は1948年の制度開始以来のものです。職員配置改善に対応する加算措置がつきます。この実施には経過措置がありますが、公立・私立を問わず全施設で基準どおりの保育士が確保できるよう急がねばなりません。

今回の基準改正において、1歳児に係る配置基準の改正が先送りとなっていることは問題です。保育関係者からは全ての年齢で約2倍にすべきとの提案もあります。今回の配置基準改正にとどまらず、一層の引上げを真剣に検討する必要があります。

保育の現場からは、人手が足りず、子どもに我慢を強いて、満足できる保育ができず、辞めていく保育士がいる。業務も忙しく、休憩も取れず、余裕がなく、疲弊しているとの指摘が続いています。休憩時間、職員会議、休んだ職員をカバーできる体制も当然必要なわけですが、さらに、災害が発生したときの対応の検討も必要であります。現在、保育士資格を持つ方々の6割が様々な理由で働けない状況にあります。全産業平均と比べて低い保育士の賃金を引き上げるなど、処遇を改善することを含め、さらに保育士確保を進める必要があります。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第58号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○保育課長

「議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、関係規定を整備するため、「飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」の一部改正を行うものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、新旧対照表により進めさせていただきます。議案書の21ページから22ページまでとなっております。初めに21ページをお願いいたします。第6条第2項第2号につきまして、磁気ディスク等の使用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁気記録媒体」に改め、文言の適正化を図っております。

続きまして、22ページをお願いいたします。第24条につきましては重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことに改めております。改正内容につきましては以上でございます。

なお、施行日は公布の日から施行としております。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

すみません、母体保護法と今回の改正の部分というところをもうちょっと分かりやすくお願いしたいんですが。

○保育課長

今回の内閣府令の改正につきまして、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴うものでございまして、今回、実際の改正の内容に直接該当する分につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴って、今回の改正になっております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○川上委員

ただいまの説明の中で、重要事項についてということがあります。この書面掲示に加え、インターネットでの公開を義務付けるということなんですけど、現状はどういうことになっているんでしょうか。

○保育課長

この国のほうの改正が行われた時点では、インターネット掲示しているところについては見当たりませんでしたので、法令の今回の改正が行われているということで、各公立・私立の保育所・子ども園のほうに連絡させていただきまして、現在は36施設中の33施設が掲示済みでございます。残り3施設につきましては、現在、掲示の手続を行っているところでございます。

○川上委員

その重要事項の書面掲示というのは、これは公立の菰田保育所のものですけども、重要項目についていえば23項目あるんですけど、これは統一したもののなんですか。

○保育課長

公立の保育所・子ども園につきましては同じような形で作成しておりますが、私立保育所についてはちょっと確認が取れておりません。

○川上委員

この項目の中には、例えば、1事業者、2事業の目的、3運営方針、4施設の概要、6開所日、開所時間及び休所日などが書いてあって、後段のほうでは、21守秘義務及び個人情報の取扱いについて、22虐待防止のための措置について、23要望苦情等に関する相談窓口となっているわけです。書面掲示に加え、インターネットでの公開を義務付けられているわけですが、これまでは、公立は分かるけども、私立保育所については分からなかったということですか。

○保育課長

すみません、私立につきましては一つ一つの項目が全く公立と同じかというお問合せだと思いましたので、ちょっと確認は取れていませんということでしたが、掲示につきましては書面にて施設の見やすい場所に掲示することとなっております、私ども保育課の職員が監査に行ったときに確認はしております。

○川上委員

例えばですけども、先ほど紹介しました菰田の場合は、虐待防止のための措置についてというのが2項目あるわけです。これは入所のしおりと書いてあるんですけど、この入所のしおりに記載があると思われるけど、私立保育所の場合は、もう1回言いますけど、22虐待防止のための措置についてという項目が、あるかどうか分からない状況ですか。

○保育課長

この虐待防止のための措置についてという項目については、私立のほうでもある程度は入れていらっしゃると思うんですけど、それは確認を職員でしている部分もあるんですが、全園でしているかというのは全部を確認しておりませんので、全園かどうかと聞かれるとちょっと確認ができていないということで、職員のほうで確認している部分もございます。

○川上委員

部長、どう思いますか。本市において虐待防止のための手だてを随分努力してやってきたんだけど、肝腎の保育所で、民間の保育所において、これがあるかどうか分からない状態というのが、今の答弁で明らかになったんだけど、どう思いますか。

○こども未来部長

今回の重要事項の掲示につきまして、インターネットでの公表につきましては各園の分をちょっと確認ができておりませんので、虐待についてが含まれているかどうかというのは、はっきりした明確なことはお答えができませんけれども、虐待の案件につきましては、保育課ではなくこども家庭課のほうで、保育施設でのマニュアル等、保育施設に特化したマニュアルも作りまして、それをお渡ししていますので、そこについて、重要事項に入っていないから対応ができていないということではないとは考えておりますけれども、今後、確認は進めていきたいと考えております。

○川上委員

議案関連の質問ということで受け止めてもらいたいと思うけども、事柄の大きさからいえば、私立の保育所についてこの項目が入っているかどうか分からない状態であるというのは、努力して分からないということなのか、それとも、虐待防止のための意識が欠如ないし弱かったためにそうなっているかについても考えてもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第59号 飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案とおり可決すべきものと決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 11:01

再開 11:09

委員会を再開いたします。

川上委員から「小中学校における労働安全衛生管理体制について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

学校現場において、精神疾患で休職ないし1月以上の病気休暇を取るに至る教員が、文部科学省の調査で、2021、22年度と連続で過去最多を更新しています。2022年の調査によれば、全国で6539人、これを含む病気休暇は1万2192人ということでもあります。年代的な特徴があって、若い世代の教員のほうが負担感が大きいというようなことも指摘されているわけです。

翻って、本市において文部科学省が示す「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために」という基準を示すマニュアルがあるんですけれども、それに照らして、本市の小中学校において、その体制がどのように整備されているか、また、活動できているかについては、これからの子どもの教育並びに教職員の衛生にとって重要だと思うので、調査をしたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として「小中学校における労働安全衛生管理体制について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「小中学校における労働安全衛生管理体制について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

まず、本市の小中学校の学校数、教職員数を示してください。

○学校教育課長

学校数につきましては、市立小学校が19校、市立中学校が10校の計29校となっております。教員数につきましては、5月1日現在で、小学校479名、中学校が279名の合計758名となっております。

○川上委員

それでは先ほど示しましたけれども、文部科学省の示しておりますマニュアルないし基準について紹介して説明してください。

○学校教育課長

平成31年4月に文部科学省から発出されたリーフレットに「学校における労働安全衛生管

理体制の整備のために」とございますが、そのリーフレットにおきまして、学校において求められる労働安全衛生管理体制として、まず1つ目に、教職員50人以上の学校におきましては衛生管理者の選任、産業医の設置、衛生委員会の設置、以上のことが求められております。

また、2つ目として、教職員10人から49人までの学校につきましては衛生推薦者の選任をすることが求められております。

○川上委員

先ほど言われました教職員の規模にもよるわけですが、教職員50人以上の学校で選任・設置を要するものと、3点ありますね。本市において、この教職員50人以上に該当する学校はどこですか。

○学校教育課長

飯塚第一中学校がそれに当たっております。

○川上委員

ほかにはありませんか。

○学校教育課長

ほかにはございません。

○川上委員

先ほど紹介された3項目に沿って、第一中学校における体制はどうなっておるのか、お尋ねします。

○学校教育課長

飯塚第一中学校におきましては、令和3年度より教職員数が50名を超えた関係で衛生管理者をまず置くようになっております。さらに産業医、また衛生管理委員会を実施することというふうになっております。

○川上委員

その整備状況はどうですか。

○学校教育課長

整備状況としましては、まず、衛生管理者としましては養護教諭が衛生管理者となっております。また、衛生委員会を開く委員としましては、議長の役を務める校長及び産業医、また先ほど申しました衛生管理者、あと保健体育の教員で衛生委員会を構成しております。

○川上委員

第一中学校には衛生委員会は存在するわけですか。

○学校教育課長

存在いたします。

○川上委員

校長と産業医と衛生管理者である養護の先生、そして保健体育の先生、4人で構成し、校長がその議長であるということを確認していいですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

この衛生委員会はどういう役割を果たすわけですか。

○学校教育課長

衛生委員会は先ほど申しました校長、衛生管理者、産業医等で構成をしまして、施設・設備等の点検及び使用状況の確認、作業環境・作業方法の点検、健康診断及び健康の保持増進のための措置、衛生教育に関すること等の衛生に関する重要事項について調査・審議することとなっております。

○川上委員

国のマニュアルでは調査・審議事項の具体的な例というのが示されておりますね。それとの関係で整合性は取れていますか。

○学校教育課長

質問委員が申されました具体的な審議事項としましては、教職員の健康障害防止、健康保持・増進のための対策、長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策、教職員の精神的健康の保持・増進を図るための対策等がありますけれども、これらの内容に基づきまして委員会を実施しております。

○川上委員

先ほどの紹介で、2番目と3番目が欠落していたように感じるんだけど、私が聞き漏らしましたか。

○学校教育課長

まず初めに紹介したのは、一般的な企業等にも全部通じるもので紹介させていただきましたけれども、後に述べましたものは、特に学校環境に特化した形で述べさせていただいております。

○川上委員

私が先ほど言った問題意識で特に注目しているのは、長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策、教職員の精神的健康の保持・増進を図るための対策というところに問題意識を持って質問しております。

それで、第一中学校の衛生委員会の活動実績をお尋ねします。

○学校教育課長

この衛生委員会につきましては労働安全衛生法規則におきまして月1回程度開催をすることとなっております。ただし、こちらで確認しましたところ、飯塚第一中学校のほうで記録として残っておりますのは、令和3年度の1回、令和4年度の2回、令和5年度の2回というふうになっております。学校のほうに問合せをしましたら、これ以外にも衛生委員会を行っているということですが、議事、記録として残しているものはこの5点しか残っていないということでありました。

○川上委員

この衛生委員会の活動の記録は基本的には残すようになっているんですか。残さないようになっているんですか。

○学校教育課長

これらの衛生委員会の議事につきましては議事録を作成しまして、3年間保存することとなっております。

○川上委員

今の答弁では開催した委員会の全てについて記録を取っているわけではないということなんですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その事情は分かりますか。

○学校教育課長

この事情につきましては、教育委員会及び学校共々、この労働安全衛生管理体制についての法令的なものも含めて、知識不足、認識不足、また共通理解不足というところがありまして、議事録につきましても委員会のほうが常に報告を上げるように特に学校のほうに求めておりませんでした。そのような法令等の認識の不足や委員会からの働きかけといったところがこういったことを起こした要因だと考えております。

○川上委員

市長、ちょっと考えてみてくださいね、教育長も。50人以上は1校しかないんですよ、第一中学校だけなんです。そこから法令に基づく報告が出すべきものと学校側も感じていなかった。教育委員会のほうも認識がなかった。教育長は学校教育課長だったんだから直接の担当ですよ。その認識がなかったということは、第一中学校の学校現場で、先ほど言った私の問題意識でいえば、長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止に関わること、さらに教職員の精神的健康の保持・増進を図るための対策に関わることなどについて、正確な状況把握が、あるいは法令に基づく状況把握が、この間少なくとも3年間について行われていなかったということになると思うんだけど、どう思われますか。

○教育部長

労働条件の把握につきましては、法に基づく部分での十分な把握ができていなかったというご指摘は、そのとおりでございます。この部分につきましては、当然、反省すべき点であると認識しております。この点に関しましては早急に各学校に向けて関係法令等を再通知するとともに、教職員の労働環境や健康管理を適切に実施していきたいというふうには考えております。

なお、この法令とは別に、時間外勤務の状況、またそういったものについての把握には努めておりましたけれども、委員ご指摘のとおり部分につきましては十分に反省をして、今後、適切に対応していきたいと思っております。

○川上委員

この間、武井市長は教育長の任にあり、教育長は学校教育課長の任にあったわけですが、それぞれについて思うところをお尋ねしたいと思います。

○桑原教育長

先ほどから学校教育課長、それから部長のほうで申し上げておりますが、産業医のほうは選定して、その産業医のほうで学校のほうで巡回等を行っていただきましたけど、報告であったりとか、先ほどもお話にありました議事録について、その辺りを残していなかったというところは、今後、改善していかないといけないところ、抜けていたところだというふうに思っております。

先生方の健康状態につきましては、ストレスのチェック等を行って、高ストレス者に当たる方については別途面談を行ったりとかしながら、それから普段の校長のほうの面談であったりとか、教頭のほうの面談であったりとかで、先生方のメンタルヘルスのチェックのほうは行ってはいたんですが、その辺りをご指摘の労働安全衛生管理体制の整備のためというところの部分で抜けておりましたので、今後、改善していきたいと思っております。

○武井市長

教育部長、それから教育長が今申されましたような内容で、これから学校現場は時間外勤務の問題で、働き方改革としては各種調査等はやってございましたけど、まさに今日、委員がご指摘いただきました労働に係る法令に、こういった部分からもしっかり、先ほど部長、教育長からもお話ありましたけれども、しっかり市長としても連携をして、改善・充実に努めていきたいと思っております。

○川上委員

これは後でお尋ねするかもしれませんが、実は教育委員会の中の長時間労働というものもあると思うけど、その教育委員会が行っている行為によって、ただでさえ大変な長時間労働にある教職員が、さらに負荷をかけられていってしまうということがないのかというのが実はあるわけですよ。ですから、教育委員会がいろいろとすときに、既にもうぎりぎりいっぱい状態にあるのではないかというようなことも認識しなければ、これは教育のためにいいことだと思って、思い切っているいろんなことを教育現場に要求すると、もう壊れてしまう。

または、もしやと思うけど、市長と教育長が学校現場で頑張ってきた経歴があるので、背私向公ではないけれども、自分の身を犠牲にしても、家庭を犠牲にしても、学校のためにというような思いから、このぐらいの犠牲は学校現場の教員は当たり前だというような意識があるとすれば深刻だと思うんですよ。そういうことであれば、当たり前のことを、法で決まっているようなこと、国がせめてもということだと思うけど、作っているマニュアルについても関心を持たないというような危険がないかという心配をするわけです。

それでは、産業医の選任義務のない学校の教職員の健康管理体制についてはどういう状況か、お尋ねします。

○学校教育課長

教職員49人以下の学校につきましては、産業医の選任義務というものは労働安全衛生法におきましてはありませんので設置はしておりませんが、本市におきましては、教職員数にかかわらず全ての小中学校の教職員を対象として、毎年、ストレスチェックを実施しております。また、過重労働、高ストレス者に対する医師による面接指導を実施しております。

○川上委員

文部科学省のマニュアルの3点目に学校における面接指導体制の整備というのがあります。これは現在どうなっていますか。

○学校教育課長

学校における面接指導の体制につきましては、月の時間外勤務が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる場合。また、ストレスチェックを実施した医師等が心理的負担が高く面接指導の必要があると認める場合。最後に、健康への配慮が必要な場合におきまして、本人からの申出により面接指導を行うこととしております。

○川上委員

具体的には、本市においてどういう体制がつくられていますか。

○学校教育課長

面接指導を行う医師、こちらを「らそうむ内科」の谷口英太郎院長にお願いしまして、谷口医師が飯塚市の面接指導医として、これらの希望による面接を承るようになっております。

○川上委員

それは希望する教職員がどうすれば面接指導を受けることができるんですか。

○学校教育課長

ストレスチェックにつきましては、ストレスチェックを受け、回答した際に、状況に応じて医師の面接を受けますかという希望の有無を問う質問もありますので、そこで面接指導を受けたいという教員につきましては、その結果において面接指導を受けるようになっています。

その他、高ストレスとか体の調子が悪いとか、そういったことを感じた教員につきましては校長にその旨を伝えて、校長を通じてこちらのほうに面接指導の要件が伝えられることとなります。

○川上委員

面接指導の場所はどこですか。

○学校教育課長

面接指導の場所は、面接指導医を務めていただいておりますらそうむ内科の谷口英太郎院長がされておりますらそうむ内科内ですようになっております。

○川上委員

そうすると、ストレスチェックで希望する方は学校の中ではなくて、その医療機関に行って相談を受けるということなんですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その場合の秘密の保持、その方がストレスチェックで面接指導を受けたいというふうに希望していることを知る立場にあるのは誰ですか。

○学校教育課長

教育委員会と学校長になります。

○川上委員

学校現場では校長だけが知りますか。それとも養護の衛生管理者なども知ることになりますか。校長だけが知りますか。

○学校教育課長

学校では学校長のみとなります。

○川上委員

間違いないですか。

○学校教育課長

本人の体調等によりまして教員が希望して面接指導を受ける場合につきましては、これを知り得るのは学校長のみとなっております。

○川上委員

ストレスチェック表があるでしょう。その中に希望するチェックを入れるわけでしょう。そのストレスチェック表は校長だけが見るのかということになりますよね。そうなんですか。

○学校教育課長

ストレスチェックにつきましてはオンラインで行いますので、本人が希望しているかどうかということは本人とチェックを受けた医師というところになってまいります。

○川上委員

私がこの間、情報開示請求で皆さん方から得た情報では、衛生管理者は希望していた方が何らかの理由によって予約をキャンセルしましたと、それを報告する文書がありますね。ということは、学校現場で校長以外に知る者があるということではないでしょうか。

○学校教育課長

今、質問委員が指摘されましたのは、先ほど紹介しました衛生管理委員会が置かれている飯塚第一中学校でのことでありまして、この場合は、産業医に対して面接指導を行いたいと希望する教員につきましては、衛生管理者等にその旨を伝えて、産業医の診断を受けることになっておりますので、この場合は50人を超えている飯塚第一中学校のみの流れとなっております。

○川上委員

50人未満の学校では、希望する教職員と校長だけが、本人と校長だけが知るというのを確認できますね。第一中学校では、希望する本人以外に誰が知ることになるんですか、今の話だと。

○学校教育課長

飯塚第一中学校では、毎月、衛生管理者である養護教諭のほうが確認をいたしますので、面接指導希望者はいませんかということで確認をしますので、まずは衛生管理者である養護教諭、さらにその内容について衛生管理委員会でも確認しますので、先ほど申しました校長、養護教諭、産業医、保健体育の教員で委員となった者がその内容について確認をいたします。もちろん、詳細について中身の確認はしませんが、面接指導の希望があるということについては確認をいたします。

○川上委員

衛生委員会の守秘義務はどうなっていますか。

○学校教育課長

こちらは通常の守秘義務の基準に従いまして、外部に漏らさないこと、知り得たものを外部

に漏らさないというふうになっております。

○川上委員

それでは、教育委員会側の情報の取扱いは誰が把握することになりますか。50人以上の第一中学校とそれ以外の学校について。

○学校教育課長

教職員のサービスを担当しております学校教育課の教職員係とその上司ということになっております。教職員係の担当と学校教育課長補佐、学校教育課長の5人となります。

○川上委員

分かりました。個人の情報は確実に守られていることを確認するとともに、チェックするとともに、今後、その情報の漏えいなどがないように特別に気をつけなければ、これは効力を持たないことになってしまいかねないというふうに心配するわけです。

それで、先ほど面接指導体制に関して、週40時間を超える労働時間が月80時間を超えると言われました。この月80時間を超えるというのはどういう意味合いですか。

○学校教育課長

教職員1日の勤務時間につきましては7時間45分となっております、それを月に換算した場合に、その換算したものを超えて超過勤務を行う時間が80時間を超えるということになります。

○川上委員

80時間を超える超過勤務というのが、教職員の心と体にどういう事態を招くかということについての意味合いを聞いたわけです。なぜ、80時間と書いているのか。その認識をお尋ねしたいと思って。

○学校教育課長

これは教職員のみにかかわらないんですけれども、一般的に勤務をしている者が超過勤務80時間を超えた場合には、これは過労死ラインというものが設定されておまして、そういったことで80時間ということになっております。

○川上委員

そのとおりだと思います。したがって、このマニュアルというのはある面で、もうぎりぎりいっぱいの状態にある命に関わる局面の方を対象にしておるんだと、それ以外も対象にしていると思うけど、だから、そういう意味では命の重みを踏まえた対応が要るんだらうと思うわけです。

それで、幾つか既に改善すべき点が浮き彫りになっていると思いますけれども、改めて、これは教育長にお尋ねしたほうがいいかもしれません、この面についてどういった改善が必要だと思われるか、お尋ねします。

○学校教育課長

まず、課題と改善点につきましては、まず、学校での労働安全衛生に関しまして、教育委員会、学校共に法律や制度について十分認識していなかったことがまず要因と挙げられます。この点につきましては、十分反省するとともに、早急に各学校に向けて関係法令等を再度通知するとともに、教職員の労働環境や健康管理を適切に実施したいと考えております。

また、産業医、衛生管理委員会を設置する学校につきましては、教育委員会に報告できますよう、教育委員会も学校任せにならないで学校の過度の負担とならないように、適切に衛生管理委員会が行われるように協力体制をしっかりと敷いていきたいと考えております。

○川上委員

この問題について、かつて教職員であった方々と懇談したことがありますけれども、相当かつてですよ。教職員のスタイルがもう少し余裕がある頃については、労働組合だとか、あるいは同学年会などで悩みを相談し合ったり、改善のための手だて、助け合ったりというようなこ

とを話し合うような場面というのが、時間的ゆとりの中で随分あったと。それで、自分も実は大変だったときに、同学年会で助けられたこともあるんだというようなこともおっしゃる元先生もおられます。それが今、なかなか難しいような局面になっている中で、今、国が示しているようなものだけで、私に言わせれば、ある面では強面の体制なんですけど、もう少しハードとソフトというか分かりませんが、それ以外の力も大変重要なのではないかと思うわけです。

そういった点で考えていきますと、先ほど月80時間を超えるということについて述べましたけれども、このほど中教審が素案を4月に出し、そして5月にまとめを出しました。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の関係なんですけど、給特法と呼んでいると思います。定額ただ働き放題法というふうにも言われたりしているわけです。今回、調整金を4%から10%に上げることによって、1971年以来の、この定額働かせ放題と呼ばれるものが、現場でさらに深刻な事態を呼んでいくということになりかねないと思うわけです。この点について教育委員会として見解がありますか。

○学校教育課長

給特法におきましては、4%から10%というところで提言がなされておりますけれども、もちろん一番の根本の原因は、教員の業務の縮減、または今行っている業務がICT等を活用して、よりスムーズに行われるといったところが基になりますので、10%に上がったことで、各家庭の財政的なものは、そこでは余裕はできると思いますが、やはり根本的な基となっている教員の業務の改善等につきまして、そこを中心に考えていくべきだと考えております。

○川上委員

小中学校における労働安全衛生管理体制、漢字がいっぱい並んで強面ですけれども、せめて国が示している水準のものをきちんと整え、そして、その大本にある精神に基づいて運用していくということをきちんとしていくことは、今課長が答弁されました学校現場の業務の減量と、そして、それに安心して働ける職場だと若い方々に思っていて、教職を希望する人が増えていく。そのことが全体として、学校教育、子どもたちを大事にすることにつながるような仕事の仕方をする必要があるのではないかと思います。日本共産党としては、この給特法については廃止を行うことによって、先ほど言いました業務の削減が、また教員の採用が増えるという大本になるものだと考えております。この質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:49

再開 13:00

委員会を再開いたします。

川上委員から、「子どもの健全育成支援事業及び児童クラブ事業の委託業務について」、所管事務調査をしたい旨の申出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○川上委員

子どもの貧困化が指摘されて久しくなります。社会全体が対策を進めている途中でありますけれども、とりわけ本市の子どもたちの健全育成に当たっては、放課後をどう豊かに過ごすのかという視点が大事になっていると思います。その点で、今、本市が特に取り組んでいるもの

として注目するものの一つが子どもの健全育成支援事業であります。これは、国の支援を受けて、本市が総体的に低所得にある子どもたちを対象に行っている事業であり、この成果がどこにあるのかを確認する必要があるという問題意識です。

それから、2つ目の児童クラブ事業については、本市の3割を超す子どもたちが児童クラブで過ごしているわけですが、現在、NPO飯塚市青少年健全育成会連絡協議会に随意契約で委託を行っております。その事業の成果、今後の課題等について質問し、今後の事業の発展に資する質問したいと考えているところです。よろしくお願いします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「子どもの健全育成支援事業及び児童クラブ事業の委託業務について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

可否同数。飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。委員長は、所管事務調査を行うことについては、可とすべきものと裁決いたします。

「子どもの健全育成支援事業及び児童クラブ事業の委託業務について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○川上委員

まず、子どもの健全育成支援事業についてであります。事業の趣旨、概要についてお尋ねをいたします。

○生活支援課長

本事業は、生活習慣や学習環境に課題を抱えた生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもたちに、生活指導並びに学習支援を実施するとともに、日常生活や進路等についての助言、指導を行っており、子どもの成長過程における人格形成等をサポートすることで、次世代への困窮の連鎖を防止することを目的として、平成25年度より実施しております。

対象者は小学4年生から中学3年生までの児童生徒で、対象者の兄弟姉妹の場合は、小学校低学年の児童も受け入れております。

開催は毎週土曜日、午前10時から午後2時まで、伊岐須会館において「学び場・ふたせ」、若菜小学校で「学び場・ほなみ」、また、本年度より庄内交流センターにて「学び場・しょうない」を開催し、合計3か所において、午前中2時間は学習を行い、昼食を挟んで、午後からは工作やレクリエーションなどを行っております。

○川上委員

先に業者選考についてなんですけれども、委託先はどのように選定していますか。

○生活支援課長

平成25年度から令和5年度までは単年度契約でNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会と随意契約を結んでおりました。令和6年度から令和8年度までの3年間は、令和5年度に業者選定プロポーザルを実施し、NPO法人いるかと複数年契約を行っております。

○川上委員

過去において、NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会とはどういう理由で随意契約を行っていたのでしょうか。

○生活支援課長

本事業は、生活困窮者世帯等の児童生徒に対し日常社会生活における体験学習の機会を提供するとともに、総合的な学習支援を行うことを目的としております。そのため、児童生徒の抱える個々の課題を把握し、その解決に向けた関係部署との積極的な連携等も必要になることから、受注者には地域の子どもの支援活動に十分な経験と実績が求められるものと考えておりました。このような事業の性質、目的から、受注者の選定においてはNPO法人飯塚市青少年

健全育成会連絡協議会の随意契約が最善であると考えておりました。

○川上委員

その間の委託料の累計が分かりますか。

○生活支援課長

過去10年、過去3年の分ですよろしいでしょうか。

○川上委員

平成25年から令和5年まで随意契約なんでしょう。その合計が分かりますか。

○生活支援課長

大変失礼いたしました。平成25年度から令和5年度までの合計委託金額は5329万7560円となっております。

○川上委員

今年度から随意契約をやめてプロポーザル方式にした理由をお尋ねします。

○生活支援課長

プロポーザル方式にて業者を選定した理由は、令和6年度より会場を2か所から3か所へ増やし、市内での広域的な実施を目指しましたことと、近年、本市内外で類似の子どもの学習支援に取り組む団体も複数現れてきております。その事業内容につきましても団体ごとに様々な方法が取り入れられており、本市の実施する学習支援におきましても本市に最も適した事業方法を模索するために、令和5年度中にプロポーザル方式での業者選考を行い、契約期間を単年度契約から3年契約に変更するなど仕様変更を行い、委託業者の選定を行ったものでございます。

○川上委員

委託業者はどこになったんですか。

○生活支援課長

令和6年度から3年間複数年契約でNPO法人いるかとなりました。

○川上委員

前年度まで随意契約で受注していた青少年健全育成会ですけれども、委託料の合計が5330万円程度に上っているんですけれども、今回のプロポーザルには提案があったんでしょうか。

○生活支援課長

プロポーザル方式における選考については業者にはお伝えすることはできません。

○川上委員

青少年健全育成会がこのプロポーザルに参加して提案したかどうか、提案内容を聞いているわけじゃないんですよ、提案に参加したかどうかを聞いているんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:10

再開 13:11

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

青少年健全育成会連絡協議会は入っておりません。

○川上委員

選考委員会の構成をお尋ねします。

○生活支援課長

選定委員は福祉部長、生活支援課長、子育て支援課長、現在の子ども家庭課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、まちづくり推進課長となっております。

○川上委員

これは所管の職員が過半にならないですか。

○生活支援課長

過半にはなりません。

○川上委員

過半になると悪いですか。

○生活支援課長

ガイドラインにて過半にならないようとなっております。

○川上委員

今まで青少年が単年度で受けておったわけですが、今回、プロポーザルするに当たり3年契約に変更したと。これはどういう事情でしょうか。

○生活支援課長

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、会場を2か所から3か所に増やし、市内での広域的な実施を目指したこと等によるものでございます。

○川上委員

3か所ではなくて、3年契約にした理由を聞いているんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:14

再開 13:17

委員会を再開いたします。

○生活支援課長

先ほどこの事業の目的と趣旨の概要でお伝えしましたように、子どもたちに関わっていただくために継続的な事業が必要ではないかということと、業者によるスキルといいますか、業者が持っている知識等で継続的に長く子どもたちに関わっていただくようなことで考えております。

○川上委員

分からないということですね。

それで、選考対象は1者だったんですか。

○生活支援課長

2者でございました。

○川上委員

候補者となったのはどこですか。

○生活支援課長

NPO法人いるかです。

○川上委員

NPO法人いるかの概要をお尋ねします。

○生活支援課長

法人の概要といたしましては、子ども支援関連事業では学習支援事業、子どもの食関連事業では子ども食堂の設置・運営、近隣の子ども食堂の運営支援・ネットワーク化にも取り組んでいます。また、子どもたちに必要な食料や日用品を企業等からの寄附や寄贈品の提供を受け、子どもたちに配付・貸与する事業を実施、子どもの生活・養育支援関連事業ではアウトリーチでの支援を実施しております。名称はNPO法人いるか。所在地は福岡市西区上山門1丁目2番41号。代表者は理事長、田口吾郎様。設立年月日は平成25年10月18日となっております。

○川上委員

従業員数は。

○生活支援課長

73名と聞いております。

○川上委員

このNPO法人いるかは本市とはどういう関わり合いがありますか。またはありませんか。

○生活支援課長

本市におきましては令和5年度に子ども家庭課の実施する子どもの居場所づくり支援事業における子どもの居場所づくりコーディネーター事業を受託されております。

また、明星寺地区においてオンラインを活用した学習支援を展開されております。ほかに、子ども食堂が開催される際にフリーマーケットを開催、エコスタ飯塚においてフードバンクの食品を活用したお菓子の配布などの実績があります。

○川上委員

契約の内容において、特記事項の中で個人情報第15条があります。どのようなものか説明をお願いします。

○生活支援課長

個人情報特記事項第15条は監査及び検査の条項となっております。発注者は、本契約に関わる個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な処置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して監査または検査を行うことができると定められております。

○川上委員

できる規定になっているわけですがけれども、どういうときにできるんですか。

○生活支援課長

業務に関わる個人情報につきましては飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例の本旨に従いまして、適正に取り扱うこととしております。必要な処置が講じられているかどうか、所管課が随時発注者と十分に協議を行い確認しております。しかし、個人情報の管理状況が十分に確認できない場合は、監査または検査を受注者、ここで言いますと生活支援課が行うこととなります。

○川上委員

それではNPOいるかの事業については見守るというか、頑張ってくださいということになるんですけれども、この間、NPO青少年健全育成会なんですけれども、随意契約で、事業報告はどうなっておりますか。

○生活支援課長

事業報告につきましては、毎月10日までに完了報告、前月の活動状況の月報を提出していただいております。事業終了後には、年間の活動状況、年報及び開催実績・参加状況等の実績報告書を提出していただいております。

○川上委員

各年度ごとの状況をお尋ねします。

○生活支援課長

令和元年度から申し上げます。令和元年度、登録者数36名、開催回数71回。令和2年度、登録者数42名、開催回数36回。令和3年度、登録者数22名、開催回数32回。令和4年度、登録者数25名、開催回数80回。令和5年度、登録者数25名、開催回数80回となっております。

○川上委員

私はこの事業が大事な事業だと感じておるわけですがけれども、実際に参加した子どもたちは

どのように受け止めているのか、どのように感じているのか、お尋ねします。

○生活支援課長

この事業に参加している子どもたちは九州工業大学の学生ボランティア等からの個別学習指導やレクリエーション等を通じて、自分を応援してくれる人と触れ合うことで、学習・遊び・活動への興味・意欲、人と関わることの面白さや楽しさ、人とつながる力を身につけていきます。子どもたちの声といたしましては、大学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんという時間が楽しく、自分の居場所を見つけた。学校では聞けないことを安心して聞くことができる。挨拶ができるようになったなど、共感、応援してくれる人がいることで進学への意欲も向上し、実際に大学生のアドバイスもあり大学進学を果たした子どももいました。学校へ不登校気味の子どもの学び場へは参加するなど、居場所としての意義もあり、1年間を通して毎回参加する子どもたちもいますことから一定の効果は上がっていると考えております。

○川上委員

先ほど聞きますと、登録者数が近年は低下傾向にあるのではないかと思いますけれども、事業全体ではどういう推移になっているか、お尋ねします。

○生活支援課長

この事業への参加登録者数は過去10年間で合計331人となっており、延べ参加者数は5411人となっています。事業開始後から平成30年度までの延べ参加数は年間約700人程度となっていました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催ができない期間もありましたので、過去5年間の平均では延べ参加者数が年間400人となっております。

○川上委員

このテーマの最後ですけれども、先ほどから九州工業大学と言われましたけれども、これらの若い人たちがこの事業に関わって、子どもたちと交流して、どういうふうな思いを抱いて、飯塚に残らない学生が多いと聞いておりますけど、飯塚を巣立って行っているのか、あるいは飯塚に残って頑張っているのか。そういった人たちの声を紹介してください。

○生活支援課長

子どもたちは年齢の近い大学生をより身近な大人として親しく接しております。大学生と交流することで、生活習慣の改善学習意欲の向上などの変化が見られております。また、大学生は小中学校の子どもたちと世代間交流を通しまして、多様な価値観や次世代を担う人材の育成、地域貢献意識の高揚など、教育だけにかかわらず多様化するニーズに応える力を養い、社会貢献することで、人間的な成長につながっているとと言えます。例えば、大学生の声としましては、学び場に参加したことで教えることの楽しさを知り、ほかの場所で開催されております地域の中学生を対象とした学習支援に参加するようになった。また、自分が学んできたことを教えたい。子どもたちともっと共感したいため、放課後児童クラブの支援員補助になった。教職員課程を履修しているため、将来、教員になったときにここでの経験を生かしたいと言って参加している大学生もおられます。将来、自分の地元に帰ってもこの経験を生かした生活を送りたいという大学生がいらっしゃいます。このようなことから、子どもたちと大学生の双方により相乗効果が生まれていると考えられます。

○川上委員

ほぼ10年間にわたり、青少年健全育成会に随意契約で委託し、そして、果たされた成果は大きいのではないかと思います。それが、私としては理由がよく分からないまま、青少年健全育成会は事業から撤退していくということになっているわけです。これは不思議だと思うわけです。新しい受託事業者が市と連携を取って、事業を成功させていってもらうように期待はします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:29

再開 13:30

委員会を再開いたします。

○川上委員

それでは続いて、児童クラブ事業についてお尋ねをいたします。事業の目的をまずお尋ねします。

○学校教育課長

事業の目的につきましては、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間、家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものとなっております。

○川上委員

児童クラブ事業の対象の子どもたちは何人ぐらいですか。

○学校教育課長

利用者数については変動していきますけれども、現状の利用者数ということでありましたら、2372名となっております。

○川上委員

学校数は19校で、事業を実施している学校は幾つですか。

○学校教育課長

事業を実施しております小学校区でいきましたら18校区になります。

○川上委員

していない所はどこでしょうか。

○学校教育課長

八木山小学校区となります。

○川上委員

この間の本市の事業の評価についてどのようにお考えか、伺います。

○学校教育課長

本市におきましては毎年度、事務事業評価を実施いたしておりまして、成果や課題等を整理しております。児童クラブの運営につきましては、支援数も充足しており、待機児童もなく受け入れることができているものと評価をしております。

○川上委員

最近になって始めた事業ではないわけで、児童クラブあるいは学童保育の最大の役割は、子どもの安全、見守り、元気な姿で迎え、元気な姿で家庭に、保護者に会えるようにするということだと思うんですけど、この間の安全に関する状況に把握はありますか。

○学校教育課長

子どもの安全を確保するためのまず運営体制についてお話ししますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づきまして全ての教室に2名の支援員を配置し、児童の安全確保を含めた支援を行っております。また、児童クラブごとに年間の安全点検、避難訓練等の安全計画を立てており、計画に沿って点検・訓練等を実施をしております。

○川上委員

現在、この事業は直営ではなくて、委託事業に変わっていると思いますけど、間違いありませんか。

○学校教育課長

間違いございません。

○川上委員

いつから委託事業になりましたか。

○学校教育課長

合併後、今の飯塚市になった段階では委託をしています。

○川上委員

今の質問は、合併前に1市4町それぞれの学童保育、児童クラブの成り立ちがあって、運営についても様々な形があったということを確認しようと思ったわけです。

それで現在、委託している相手はどこですか。

○学校教育課長

委託事業者はNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会となっております。

○川上委員

いつから委託を始めていますか。

○学校教育課長

当該法人とはNPO法人化する以前の昭和53年から旧飯塚市では受託をしています。また、統合してからはその年度から受託をしており、継続しております。

○川上委員

NPO飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の設立はいつですか。

○学校教育課長

2009年4月1日となっております。

○川上委員

NPO法人になったのはいつですか。

○学校教育課長

設立の認証年月日は2009年3月10日となっております。

○川上委員

この日がNPOになったときなんですか。

○学校教育課長

重ねてになりますけれども、設立認証年月日が2009年3月10日、設立年月日となりますと2009年4月1日となります。

○川上委員

私の手元にはNPO飯塚市青少年健全育成会連絡協議会の定款があるんですけども、その定款はあなた方も持っていると思うんですよね。それはいつ定められていますか。

○学校教育課長

手元の物によりますと、制定日は平成20年11月26日となっております。

○川上委員

これは西暦で言うと何年になるんですか。

○学校教育課長

西暦で言いますと2008年になります。

○川上委員

この団体には随意契約で契約をしていますね。

○学校教育課長

おっしゃられるとおり随意契約で契約いたしております。

○川上委員

契約金額、委託料の総額は、この間、幾らになるか分かりますか。

○学校教育課長

手元にあります資料の分で遡っていきますと、平成31年から令和6年度の合計では19億2672万5026円となっております。

○川上委員

ここの定款にもよると思うんですけど、役員体制はどうなっていますか。

○学校教育課長

役員につきましては、理事と監事で構成をし、理事は12名以上15名以内とされており、監事は1名以上とされております。理事長及び副理事長は互選により選出され、理事長1名、副理事長3名以内となっております。

○川上委員

監事は1名以上という規定になってはいますが、現実には何人が監事をしているか分かりますか。

○学校教育課長

監事については2名となっております。

○川上委員

定款に1名以上というところを2名であるということですね。

事務局は何人で構成されていますか。

○学校教育課長

手元にある資料でございますと、事務局のほうは6名となっております。

○川上委員

「内閣府NPO」のホームページに活動報告が報告されてアップされています。2018年から見ることはできるんですけども、活動報告には貸借対照表も入っておるわけです。これらについて、当然ながら、団体として、事業者として、監査をして報告していると思うけども、飯塚市は、あるいは教育委員会は、この活動報告につきチェックをすることがありますか。

○学校教育課長

チェックをすることはありません。

○川上委員

言うときつかったかもしれないけど、見て、疑問があれば聞いたりということを随意契約の理由書を書くときに考えるのではないかと思ったわけです。その活動報告、損益計算とか公的に報告している物を見ないで随意契約書を書いている。理由書を書いているという感じですか。

○学校教育課長

委託業務につきましてはこれまでの実績等でも確認をしているんですけども、その他の点については所管の省庁のほうで確認をしていると思いますので、そういった形でこちらで特に確認しているということではありません。

○川上委員

ちょっと分かりにくかった。所管調査と言ったんですか。どこが仕事しているから、教育委員会はしていないという言い方でしたか。

○学校教育課長

NPO法人の監査につきましては、所管の省庁のほうで監査をしておりますのでということでお話ししました。失礼いたしました。

○川上委員

随意契約の理由書を書くときに、あなた方は活動報告や計算書などは見ていないということなんです。

○学校教育課長

委託しております児童クラブ関係についてはもちろん把握をしておりますけれども、それ以外のNPO法人としてのものについては監査をいたしていません。

○川上委員

監査をせよと、監査のことを言っているわけじゃないんですよ。あなた方が巨額の委託料を

出すときに、随契でいくときに随契理由書を書くでしょう。そのときに今言ったような物を見ていないかということを知りたいんです。

○学校教育課長

その分については見ておりません。

○川上委員

ところで、青少年健全育成会は定款により総会が義務付けられていますけど、そういうことをきちんとやっている団体であることは確認しているんですか。

○学校教育課長

総会等が終わったといった報告はこちらで受けております。

○川上委員

そうすると今の話全体として見れば、この青少年健全育成会連絡協議会は飯塚市が随意契約をする関係にあるんだけど、定款に基づき正常に運営されているという認識をお持ちということですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

省庁への、行政機関への報告については見ていないということをおっしゃっていただけましたね。

それで、実際に子どもの支援に当たる支援員のことなんですけど、人数は何人ですか。

○学校教育課長

こちらに変動しますけれども、現在129名で構成されております。

○川上委員

このうち、資格取得中の方は何人おられますか。

○学校教育課長

資格を取るかどうかという意味はそれぞれによるんですけれども、現在、資格がない支援員補助という方たちの人数でいきましたら18名となっております。

○川上委員

取得について、飯塚市から何か事業者のほうに言うことがあるんですか。

○学校教育課長

飯塚市のほうから直接、資格を取得してくださいと言ったことは申し上げません。

○川上委員

資格を取れば賃金が上がったりするんですか。

○学校教育課長

資格を取れば賃金は上がっていきます。

○川上委員

飯塚市は事業者に対して、それを指揮ないし命令したことはないわけですね。

○学校教育課長

直接的に指揮・命令をしたことはありません。

○川上委員

先ほどの累計19億2672万円ということでしたけども、委託料の積算の要点はどうしたものか、お尋ねします。

○学校教育課長

細かい細部などところはありますけれども、大きなところでいきましたら、人件費及び消耗品費となっております。

○川上委員

そうすると、この人件費と今言われましたけど、人件費全体がどれぐらいで、金額はいいで

すけど、割合として支援員の人件費がどれぐらい占めるのか。

○学校教育課長

おおよその割合になりますけれども、おおよそ9割となっております。

○川上委員

残りは6人の事務局の人件費ということですか。事務局の方は支援員を兼ねたりはしないでしょうね。

○学校教育課長

人件費につきましては、事務局も込みの形で9割となっております。

合わせまして、支援員の応援に事務局のほうから行くこともあります。

○川上委員

そのときは事務局はどういう立場で行くんですか、応援というのは。臨時支援員とかになるんですか。ボランティアになるんですか。何になるんでしょうか。

○学校教育課長

これはあくまで支援員としての仕事をするというよりも、ボランティア的な支えの役割をするというような形で行っております。

○川上委員

補助員としての資格を取ることに、指揮・命令はないということでした、教育委員会からね。

開示請求であなた方から入手した資料を見ていると、どの程度なのか分かりませんが、研修会をやっていますね。これに発注者と受注者の間から妥当かなと思うことがあるんですけど、この支援員が一堂に会して研修をしているのは、どういう内容で、どのペースでやっているんでしょうか。

○学校教育課長

支援員全体に対しての研修は2月に1回というペースで行っております。

○川上委員

研修の多くは午前中に行われているようですけれども、学校教育課の職員が度々出かけて行って、論語だとかそういったものを使って講演しているようです。これはどういう事情なんでしょうか。

○学校教育課長

学校教育課におきましては、放課後児童係と連携しつつ、学校と放課後児童クラブの調整、放課後児童クラブの運営や、利用児童の支援に関する業務を担当する学校指導調整業務担当の指導主事というものを置いております。このため、同じ職員が研修でお話することになっておりますけれども、こちらの研修はあくまで指導とか指示とかいう内容ではなく、退職校長先生となりますので、これまでの教育に関する蓄積されたものをお話されるといったものになっております。

○川上委員

議員は全て職員配置表を見ることができる立場にあります。サイドブックで職員配置表を見るのですけれどもちょっと見当たらない。どこで見えるんですか。

○学校教育課長

学校教育課指導係の中に教育研究所とあるんですけれども、その教育研究所の中の会計年度任用職員という形の指導主事だと思っております。

○川上委員

この研修会はどこが主催しているんですか。

○学校教育課長

青少年健全育成会連絡協議会でございます。

○川上委員

この時間は賃金が支払われる時間帯なんですか。

○学校教育課長

賃金支払いの対象となっております。

○川上委員

学校教育課の職員が青少年健全育成会の研修会に講演に行くというのはどういう手続が必要ですか。

○学校教育課長

研修は大きく2種類あって、2月に1回、全支援員が集まって行うものについては、まず、先ほど申しましたこちらの業務担当指導主事のほうは毎回そこに赴いて、先ほどお話したような内容をお話するわけですが、それ以外に特別支援教育とか、人権に関する教育とか、そういったことが必要な場合は、また別に青少年健全育成会連絡協議会のほうから依頼がありまして、それに基づいてこちらから派遣をしているという形になります。

○川上委員

これは先ほどから言っている学校教育課から行って、論語だとか使って、個人の特殊な見解を支援員に話をしているんだけど、その手続はどうなんでしょうか。青少年健全育成会のほうから講演依頼が来るんですか。

○学校教育課長

こちらは仕様書のほうで、その他児童クラブ事業実施及び児童センター等運営に必要な業務については発注者と協議の上で決定するというところで、2月に1回集まる支援員全体の中で協議・調整というような形も含めて、こちらの指導主事のほうがお伺いして、お話をするといい形態をとらせていただいております。

○学校教育課長

そうすると手続が何もないということなんですか。

○学校教育課長

依頼文書という形が毎回出るというわけではないんですけれども、年度当初に協議の上、NPO法人の依頼に基づいて派遣をするという形になっております。

○川上委員

派遣して、どういう講演内容を依頼するということは記録にありますか。青少年健全育成会が年6回ぐらい教育委員会に、偶数月か奇数月か分かりませんが、こうやってあるので、こういうようなお話をお願いしますというような要請書があるんでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:01

再開 14:09

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

2月に1回行っている研修内容につきましては、研修が行われる1週間ほど前にNPO法人のほうとこちらのほうとで協議をしまして、その都度、内容については検討いたしております。ちなみに内容を幾つか挙げさせていただきますと、例えば、子どもたちのやる気を引き出す取組や子どもたちを取り巻く環境の変化、日常生活で大切にしたいこと等が両者の協議の上で話をされております。

○川上委員

事業者の側はどなたが担当なんですか。それで、教育委員会の側は誰が担当なんですか。

○学校教育課長

NPO法人のほうは事務局長、こちらのほうは放課後児童クラブの係のほうで打合せをしております。

○川上委員

先ほど言われた指導係は確認ができました、私のほうで。講師が所属する係ですけども、その打合せをするところこの指導係の会計年度任用職員はいないわけですか。

○学校教育課長

事前の打合せの中には入っておりません。

○川上委員

そうすると、この会計年度任用職員は教員OBと言われましたかね、その方は1週間前にテーマを与えられて、準備して、話をすることになるわけですね。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それは違和感があります。むしろ、この方がしゃべりたい内容について双方が協議している可能性があるというふうに思います。皆さんも資料を見たりすれば、そうお感じになることではないでしょうか。ここには、発注者と受注者の間の深い絆と言え、深い絆があってよいかと思うような絆が感じられるところもあるわけですね。

それで、この所管事業が福祉部から教育委員会に移行したのはいつですか。

○学校教育課長

平成29年4月からになります。

○川上委員

2017年4月からということですね。

○学校教育課長

2017年度4月からということになります。

○川上委員

片峯元教育長が仕事をして、当時の市長は齊藤守史市長と協議をし、そして事情によって齊藤市長が辞職され、片峯教育長が市長になったこの難しい時期にこの所管替えが決まっていて、片峯元教育長、市長の下でこの制度、システムが始まっていくわけですね。

実は、片峯市長は、2019年、2年後の5月30日発行のこういう本に登場されています。「子どもに豊かな放課後を 学童保育と学校をつなぐ飯塚市の挑戦」と書いてあるわけです。2019年5月30日、第1刷が出ています。それで、三浦清一郎さんとか、森本精造さんとか、大島まなさんとか、教育委員会にとってはなじみの方々ばかりなんですね。市長も教育長もなじみがあると思います。それで、実はこの中で、学校と児童クラブ、学童保育の連携で豊かな放課後というテーマで仕事をしてきました。教育長が3代にわたって力を合わせてやってきましたというところがあるわけです。教育長の3代は分かるでしょう、森本精造さんと片峯誠さんと西 大輔さんです。それで、この中で注目するところは、これを連携と言うのか、それを超えたところと見るのかというところがあるんだけど、片峯市長がいろいろしゃべるところがあるわけですよ。そうすると、大島さんが「まさしく市長さんだからできる対応ですね」というふうに引き取るんだけど、そのうちの一つは福祉担当課の子ども支援課長、再任用を学校教育課の学童保育担当として配置と書いてあるわけですよ。これはどういうことか分かりますか。

○学校教育課長

どういうことかという問いに対しての答えになっているかどうか分かりませんが、前年度にそこで退職された方が再任用で学校教育課に来られたということだと思います。

○川上委員

市長が学童保育担当として配置しましたと、教育委員会に配置しましたと書いているわけです。そんなことができるんですかね。

それから2番目は、社会教育経験のある元教員を学校と福祉行政をつなぐコーディネーターとして任命しましたと自分で言っているわけです。これは何のことか分かりますか。

○学校教育課長

先ほど来、出ております学校指導調整業務担当指導主事のことに当たると思います。その者が連絡・調整・コーディネート役をするということで配置をされているということだと思われま

○委員長

川上委員、ただいまの質疑につきましては、所管事務調査の範囲を超えていると判断いたしますので、所管事務調査の範囲内での質疑をお願いいたします。

○川上委員

児童クラブ事業の行政上の経過をお尋ねしているわけですよね。気をつけます。

それで、例えば、この方は先ほどから言っている児童クラブの講演に行っている方なんですか。

○学校教育課長

先ほど来、出ております者とは違う者ですけども、前任者なんですけれども、恐らくその本に書かれてある人物が一番最初にその職についての者だと思われま

○川上委員

3番目は、校長経験者を学童担当指導主事として置きましたと書いているわけです。どうい

○学校教育課長

先ほどの答弁とちょっと併せまして、その本に書かれてある内容と現状の組織体制がぴったりマッチするところがないようなところもありますので、その本に書かれてある内容のものがそのままきっちり誰かといったところの答弁がちょっとしかねる状況であります。

○川上委員

この3点が元教育長、当時の市長が人事面でこういうことを教育委員会に対して行っ

その次がすごいんですよ。学童を委託しているNPOも本市の施策に対応してくれて、学校と連携して、指導を統括する元校長経験者を採用してくれました。

これは、NPOが飯塚市長の顔色を見て、自発的に元校長経験者を探してきてというふうになりますか。

飯塚市長、元教育長、元学校の現場におった方が元校長経験者を探して、NPOに紹介したということがないか、一遍調べてみる必要があると思うんだけど、相手に聞けばいいことなんです。随契で毎年何億円も管理してもらっている相手ですよ。これは一遍聞いてみませんか。飯塚市長、元教育長の関与がなかったか。

○教育部長

すみません。私自身はちょっとその本の内容もよく把握しておりませんもので、まずは後ほどで結構ですので、その本をよくよく確認をさせていただいた上で、当時のことが分かるかどうかも分かりませんので、まずは本を読ませていただいた上で判断をしたいと思

○委員長

川上委員、部長もおっしゃっていますが、本の内容の質問になっていますので、一般事務についての質疑をお願いいたします。

○川上委員

そこで、この所管が教育委員会に移り、そして教育長3代にわたる夢が実現しましたということかもしれない。そのうち市長になった方が人事を、市長部局の職員を教育委員会に配置し、退職した方を配置し、そして元校長経験者等を教育委員会ないしNPOのほうに配置されてよかったねと発言していたわけですよ。そして、そこに累計で19億円もの委託料は行っていると。これに、先ほど言いましたけど、5千万円を超える子どもの放課後事業も行っていると。

一方で、本市は3年前に児童クラブ活動を柱とした放課後児童の支援ビジョンを作りましたね。3年たったということでしょう、3か年計画だから。今年3月に改定になっているんですけど。どういう内容であったか。3か年実施してどうであったか。そして、どこを今度改定したのか、併せてお尋ねします。

○学校教育課長

児童クラブ活動を柱とした放課後児童の支援ビジョンでは、児童クラブでの活動や生涯学習事業等により、生活や遊び等の様々な体験を通じまして、学年を超えた仲間と協力しながら、自ら進んで行動する生きる力を身につけた子どもたちを育てることを目標として策定しております。具体的には、各児童クラブで学習プログラムを実施するとともに、生涯学習課所管の放課後子ども教室等への参加により、遊びながら、体験しながら学ぶことができるように取り組んでいく、そういった取組を進める内容となっております。

次に、その成果といたしましては、ビジョンに基づく活動は遊びや体験を通して子どもたちの成長につなげる取組となっており、数値的な目標は定めておりませんが、成果としては支援員や保護者等からのご意見ということでお答えいたしますと、子どもたちの行動にメリハリがついた。自ら行動ができるようになった。児童クラブでの活動で覚えたことを家で教えてくれるようになった。発表する姿に成長を感じた。みんなで一緒に頑張る姿に感動した等の子どもたちの成長を感じる内容を数多くいただいております。

また、本年度改定いたしました変更点等につきましては、今回改定したビジョンにおきましては、これまでの取組に一定の成果があったものと判断し、内容につきましては基本的にこれまでの取組を延長する内容となっておりますが、こども家庭庁の創設による新たな子どもの支援施策等を随時把握いたしまして、また、本市でも近年増加が著しい特別な支援や配慮を必要とする子どもたちや、外国語を母国語とする児童等、多様性への配慮や対応を検討して、今後とも柔軟に内容を見直していくこととしております。

○川上委員

検証について、また別の機会に質問させていただきたいと思うんですけども、目下、本市の子どもの放課後対策事業については非常に難しい局面にあるかなと思います。社会全体が難しいというだけではなくて、本市の所管を教育委員会に移し、先ほど言ったような発注者と受注者の関係を越えたような人的な交流、配置があり、そして、日常的な支援員に対する青少健の研修にも教育委員会が深く関わっていて、これは委託事業において本当に許されるのかというところも感じるわけです。

こうした中で、先ほど述べましたけど、定款に基づいて開かれた運営が行われているとのことでしたけれども、監事が2人いて、きちんと監査し、県、国への報告もされているということだけど、5月半ばに二瀬地区青少年健全育成会が総会を開いた折に、この連絡協議会から脱退をする議案を賛成多数で可決していますね。本市が多額の委託料を渡す、しかも随意契約で渡すところにおいて、あなた方は信頼してきたところなんだけども、内部においてこういった事情が生じておる今、事情を把握していくべきだと考えるけれども、答弁を求めます。

○学校教育課長

今、質問委員のおっしゃられた件につきましてはNPOの事務局のほうから情報提供がございました。詳細については把握をしておりませんが、今のところ、NPOの事務局からの情報提供の際には、児童クラブの運営業務には影響はないというところで聞いておりますが、

今後しっかりと、本当にそういったことで運營業務に影響がないかどうかについて確認はしていく必要があると考えております。

○川上委員

今、学校教育課長が答弁されたように、それが一番大事だと思います。子どもの安全をどう確保し抜くかということなんですけれども、もう来年度の予算編成を考えなければならない時期をすぐ迎えるんですけれども、来年度も皆さんがこの間の実績の上に立って、青少健に対する委託を随意契約で考えるというのであれば、事業者の内部問題だということで、自分たちでどうにかしなさいというわけにいかないのではないかと。青少健が頑張らなければこの事業はできないわけですから。だから、ここは教育委員会が発注者としての責任、それから事業の本来の担い手だという立場でしかるべく対応していく必要があると思います。これは教育長に答弁を求めたいと思います。

○教育部長

質問委員のおっしゃられるご心配についてはもっともであるというふうに私も考えております。来年度の契約方式云々につきましては、今、教育委員会内部でどうこうというふうな検討のほうは行ってはおりませんが、委託業務の履行に影響を及ぼすようなことであれば、当然お話を伺ったり、どういった影響があり、受託先としてどういうふうな形で対応していくのか、こういったところをしっかりと確認していく必要があると思います。しかしながら、受託先の事業者さんのほうの組織内における、先ほど言われていますような脱退もしくは団体への加入などがあった場合、これに対してうちのほうがどうこうという指導する立場にはないものというふうに考えております。

○川上委員

教育長、社会的信用というものはあるわけですよ。その信用に基づいて、本市は多額の委託料を随意契約でお願いしているわけですよ。二瀬地区の議案を見ると、青少健の経営の透明性が確保されてよく分かったと、そのままの表現ではないけども、そうであれば復帰することもありますということになっているじゃないですか。社会的信用のないところに子どもの事業を巨額のお金を出して委託するわけにいかないということになりかねないでしょう。内部問題ですと言えないじゃないですか、社会的信用があるところは。

だから、今きちんと手を打って、先ほど言った関係で、発注者と受注者の関係、それから、本来この事業は飯塚市が責任を負うべき事業で直営でやっていた部分もあるわけですから。そういう意味では、社会的信用をどうするという視点で対応していく必要があるんじゃないか。対岸の火事みたいなことを言っていたら、とんでもないことになるかもしれませんよ。教育長、もう一度答弁を求めます。

○桑原教育長

先ほど来、ご指摘をいただいていますけど、全ての子どもが豊かな放課後を過ごして、安心・安全に過ごせるためには、やはり、この青少年健全育成会連絡協議会の委託があつてからということをおっしゃいますので、児童クラブの運営に影響がある、子どもたちの放課後に影響があるということになったら、これは大変うちにとっても由々しきことになりますので、それは今ないというふうに聞いておりますけど、先ほど課長、部長のほうで答弁しましたようにしっかりと確認していきたいと思っております、その辺りは。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、調査終了とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料によりご報告いたします。今回、ご報告をいたします工事は、内野小学校屋内運動場長寿命化改修（内部）工事でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき、市内建築一式工事のS等級及びI等級に格付けされている要件等を決定し入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。本件につきましては、申し込み4者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億120万円、落札率91.72%で、株式会社南里住建が落札しております。

なお、本件の入札につきましては、変動型最低制限価格方式により落札者を決定することとしておりますが、有効な入札の数が4でありましたことから、本件の最低制限価格の算定に当たっては、飯塚市変動型最低制限価格事務取扱要綱において、有効な入札の数が2から5の場合は、有効な入札のうち最も低い入札金額を最低制限価格とすることとしており、これを適用して、最低制限価格を算定しております。

以上で「工事請負契約について」のご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市教育委員会教育長の任期について」、報告を求めます。

○教育総務課長

教育長の任期については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項により、教育長の任期は3年とする。ただし、補欠の教育長の任期は前任者の残任期間とすると規定されております。令和6年4月1日に就任された桑原昭佳教育長の任期につきましては、正しくは前任者の残任期間である令和6年4月1日から令和8年3月31日までであるところを誤って令和6年4月1日から令和9年3月31日までとして、令和6年4月1日に開催した教育委員会会議での報告、また、福岡県教育委員会、福岡県教育長、筑豊教育事務所及び県内各市町村教育委員会に教育長の異動報告書を提出しておりました。

桑原教育長の任期については、令和6年4月1日から令和8年3月31日までと訂正するとともに、各関係機関に対し、誤った報告を行いましたことを深くおわび申し上げます。

なお、誤った報告をしていた関係機関等への訂正は、今月6月24日、来週月曜日になりますけれども、開催予定の教育委員会会議において、教育長の任期の訂正について報告することとしております。また、福岡県教育委員会、福岡県教育長、筑豊教育事務所及び県内各市町村教育委員会に対しましても、既に訂正がある旨の連絡は行っておりますが、教育委員会での報告を踏まえ、改めた書面にて訂正の報告を行う予定でございます。

今後の対策・対応としましては、事務事業に係る関係法令等の確認を徹底し、根拠法等の写しを添付した上で決裁を行うなど、事務処理のチェック体制を強化し、業務改善を図ってまいります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

飯塚市議会はこの人事議案につき同意しているわけですが、それには任期が示されていないので、当然、法の示すとおり任期であるということだろうと思うわけですね。議決についての疑義が今示されていたりはしていないというふうに私は認識しておりますけど、教育委員会のほうで、あるいは市長のほうで疑義が生じたりしていると聞いてはいないですか。

○教育総務課長

今回、間違った要因といたしましては、教育長の任期については3年であるという思い込みにより事務処理を行っておりました。法令遵守、関係法令の確認不足によるものと十分に反省をしております。

また、制度の改正が行われております。旧制度から新制度に途中移行した経過がございます。その際の任期の考え方といたしまして、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第2条において、旧教育長の経過的措置として、改正法の施行日である平成27年4月1日に在職している教育長、旧教育長については、その教育委員会の委員としての在任中に限り在職するものと規定されています。飯塚市教育委員会において改正法施行日である平成27年4月1日時点では、平成26年5月17日から就任している元片峯教育長の任期中でございました。その後、平成29年1月20日をもって教育委員を辞職されたため、平成29年1月21日より新制度に移行いたしました。改正法において、教育長は教育委員会の構成員であります。教育委員ではなく、旧法に規定される教育委員の任期の在任期間を引き継ぐことにはなりません。教育委員会制度において、片峯元教育長の後に任命された西元教育長の任命期間は、新法の規定が適用され、新たに任期が始まることとなります。新たな任期の法令根拠につきましては、先ほど申しました法律第5条第1項により、教育長の任期は3年とする。ただし、補欠の教育長の任期は前任者の残任期間とすると規定されておるところでございます。

○川上委員

今の答弁は、元教育長の西 大輔さんにつき議会の議決は当然ながら、その後の3年間の教育長としての在任、それから職務執行につき、何ら問題がない、法的に問題がないということをお答えされたんですね。確認してください。

○教育部長

今回のこの問題が発生したことにつきまして、いわゆる教育長が途中で辞任、もしくはおられなくなったときの残任期間の取扱いについて、今回誤りを、事務処理の上で誤りを行ってしまったものでございます。この誤りを正すにつきまして、それ以前に同じような形で教育長が辞職をされたことがなかったのか、また、その後に任命された教育長について、その残任期間は正しかったのか、そういった部分で疑義を確認する必要が出てきましたので、そこについて確認した結果、適正であったという結論に達したということでございます。

○川上委員

それは、元教育長の西 大輔さんのことについて、法に照らして問題がなかったということをお再確認したわけですね。

○教育部長

そのとおりでございます。

○川上委員

それで、先に質問したのは現教育長の桑原氏について、議会は議決して何ら問題がないというふうに私は思うんですけど、執行部のほう、教育委員会のほうに議会の議決は大丈夫だったんですかという疑義が呈されていないかということをおっしゃったわけです。

○教育部長

そういったことはございません。

○川上委員

では頑張ってください。正しく頑張ってもらわないかんのだけど。それで、今後の教訓のために幾つかお聞きしておきたいと思うんですね。読売新聞がこのことを指摘してくれましたね。教育委員会ないし市長はこのことをいつ認識したのか。読売新聞の記事を見て、あつと言ったのか、それ以前に気がついていたのか、お尋ねします。

○教育総務課長

いつ気づいたのかという質問になろうかと思えます。このことにつきましては、今月、6月12日付で提出されました情報公開請求において、関係資料を収集するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律について確認をする機会があったことから、当該事案の誤りについて気づき、訂正の手続を現在行っているところでございます。

○川上委員

よかったと思うんですね。もしを言ったら悪いけれども、もし在任期間を超えて、教育長の権限を行使しておったらどう歴史は変わるかなと思ったりしますよ。

それで、今からお聞きすることは、教育委員会議で3年と報告しました。それについて、誰も疑義を挟まなかったのか。素通りですか。

○教育総務課長

前回、教育委員会を開催した折、司会進行のほうを私のほうで行っております。その際におきましては、口頭にて新教育長の任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなっておりますということをその中で進めておまして、そのときは資料等でお示したのもでもなく、口頭でしたので、何らそこでの疑義等はあつてはおりません。

○川上委員

次に、その報告を県教委にも示したというわけでしょう。いつ県教委に報告し、県教委からどういう反応があつたのか、なかつたのか、お尋ねします。

○教育総務課長

先ほどの関係機関を含め県教委につきましては令和6年4月1日付でメールにて報告をいたしております。また、その後も含めまして、提出した後の疑義はこちらのほうには入ってきておりません。

○川上委員

県の教育委員会には、飯塚市の教育長が就任した場合、何の理由で報告するんですか。

○教育総務課長

管内教育委員会教育長、また、委員異動報告書の提出についてということで、毎年度4月1日に異動があつたときには、委員等について、もれなく報告するようになっております。また、随時の受付もあるということから、このことはもう慣例的に管内で異動があつたときに管内市町村も周知徹底が図られるような形で県のほうに取りまとめて報告をいたしているものと認識いたしております。

○川上委員

ということは、何か法令に基づいて報告義務があり、そして、それを県教委が正しく行われているかをチェックするとかいう意味合いではないということですね。それを確認してください。

○教育総務課長

法令に基づくものではなく、周知のために依頼を受け、提出をいたしておるものでございます。

○川上委員

組織でも個人でも誤りとか失敗とかあるじゃないですか。それを防ぐためにダブルチェックとかあるわけでしょう。教育委員会内のチェック機構がどうかとか。それから市長部局は人事

課も関わっているわけでしょう。責任者としての、市長提出議案ですから、市長も元教育長の市長も関わっている、関わっているというか最高責任者なので、そういう意味ではどうしてこういうことが起こったか、先ほど私はこの話をしましたでしょう、歴代教育長が仲が良いのはいいけど、2代にわたって教育長がたまたまですけど市長になるというような流れの中で、お互いにマンネリとか、なれ合いとかいうことがないのかと。緊張感を持った取組を議会の側もですけれどもやっていって、頑張っていっていただきたいと思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

課長の説明の中で、任期の規定を言われていたじゃないですか。今回は補欠ですというお話でした。普通、補欠というのは2名以上いて、例えば、2名いなくちゃいけない、3名いなくちゃいけないところの1名が辞めた。今は2名しかいない。もう1名を追加しないとイケないというのが補欠ということだと思うんですね。今回、1名しか教育長はいらっしゃらない。それで、辞められた。今度、新しく入るということは、逆に言うと新規の就任ということで、3年間、ここからあるんじゃないかということが考えられるんじゃないかと思うんですが、今回、補欠というふうに結論を出されたというのはどういったところからそのように出されたんでしょうか。

○教育総務課長

逐条的な解説にもなりますけども、教育長や委員が任期中に失職し、また、罷免されたとき、また、辞職した場合に、補欠として任命される者の任期は前任者の在任期間としますということで、辞職に伴うことも補欠の対象になるという形の取扱いでございます。

○兼本委員

1名でも補欠という形になるということでもいいんですよね。結局、多分、補欠というのは2名以上いた場合に1人欠けた場合ということなんで、そこはもうそういう形で捉えていいということでもいいんですか。

○教育総務課長

法律の中にそのような記載があり、1名の場合でも補欠の委員となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

質問ではないですけど、要望といいますか、お願いといいますか、今回報道もされてますんで、いろんな意味で今回のことを反省されている部分があるかと思うんですけど、やっぱり市民の側からすると、こういった法の運用のプロの方々がこういったミスをしてしまったという部分で、これ以外の部分でも心配になる部分というのが出てくるかと思えますんで、当然、重々今後のことを考えられているかと思うんですけど、その辺りをしっかりとやっていただきたいというのと、具体的に先ほど教育総務課長のほうからも今回起こった原因としての反省のほうを述べられていましたけど、今のチェック体制まで確認はしませんけど、やっぱり個人で確認してミスするというのは絶対あると思えますんで、その辺りをしっかり組織としてチェックをしていく体制というのはやっていただきたいですし、そういった部分を含めて、私は以前、組織内のチェック体制、リーガルチェック体制は大丈夫ですかということでちょっと質問させてもらったこともありまして、ぜひ今後、こういったミスが起こりにくい組織体制をしっかりと検討していただきたいということを要望させていただきます。お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。
これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。